

加古川市避難行動要支援者 支 援 指 針

加 古 川 市
平成30年11月改訂

目次

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的	1
2 指針の位置づけ	2
3 用語の定義	2
4 支援体制	3

第2章 避難行動要支援者名簿

1 名簿に記載する避難行動要支援者の範囲	5
2 名簿に記載する事項	5
3 名簿作成に必要な個人情報の収集	5
4 名簿への登録申請	6
5 名簿の保管	6
6 名簿の更新	6
7 名簿情報提供の同意確認等	6
8 名簿情報の提供	7
9 情報漏えいに関する防護措置	7

第3章 個別避難支援計画

1 計画の作成	8
2 支援者の確保	8
3 計画の記載内容	8
4 計画の共有・管理	9
5 計画の確認・見直し	9

第4章 災害発生時の避難支援

1 個別避難支援計画にもとづく避難支援の実施	10
2 救助の要請	10
3 避難行動要支援者の引継ぎ	11
4 名簿情報の提供	11

第5章 避難所等における支援

1 相談窓口の設置	12
2 避難所における配慮	12
3 健康面のケア	12
4 福祉避難所の開設、施設入所等	12

第6章 平常時からの取組み

1	地域での良好な関係づくり	13
2	避難行動要支援者の把握	13
3	防災訓練の実施	13
4	制度の周知	13
5	特別な医療ニーズへの対応	13
別記様式	加古川市避難行動要支援者名簿登録書兼同意確認票	14
	個別避難支援計画	15
様式 1	避難行動要支援者名簿	16
様式 2	避難行動要支援者名簿受領書	18
＜参考資料＞		
	災害対策基本法（抜粋）	18
	加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例	20
	加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則	21
	加古川市地域防災計画（抜粋）	23

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

災害時要援護者※1の対策については、これまで国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）にもとづき、支援の取組みを行ってきたところです。

しかしながら、平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者が約6割で、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。また、他方で消防職員・消防団員の死者・行方不明者が281名、民生委員の死者・行方不明者が56名となるなど、多数の支援者も犠牲となっています。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、次のようなことが定められました。

- ①避難行動要支援者名簿の作成を市町村へ義務付けるとともに、作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ②災害発生に備え、本人の同意を得て、平常時から自主防災組織や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④市町村は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること

近年、全国各地で毎年のように発生する豪雨災害や、今後の発生が危惧される南海トラフ地震※2・山崎断層帯地震※3など、市民の安全な生活を脅かす自然災害のリスクが高まるなか、自ら避難することが困難で避難の際に特に支援を要する「避難行動要支援者」については、平常時から把握し、その一人ひとりについて、誰が、どのような支援を行うかを平常時から決めておく必要があります。

この指針は、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および兵庫県の「災害時要援護者支援指針」を踏まえ、本市における避難支援対策の基本的な考え方や進め方を明らかにすることを目的としています。

※1 災害時要援護者 … 高齢者や障がい者、乳幼児や妊婦など、災害時に何らかの支援を要する者（平成25年6月の災害対策基本法改正後は「要配慮者」）

※2 南海トラフ地震 … 四国の南沖の海底にある深い溝（南海トラフ）沿いで発生するとされる巨大地震。今後30年間で70～80%程度の確率で発生するとされる。

※3 山崎断層帯地震 … 岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で発生するとされる巨大地震。

2 指針の位置づけ

本指針は、本市の避難行動要支援者の支援に関する全体的な考え方を具体的に定めたものであり、加古川市地域防災計画の下位計画として位置づけるものです。

また、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画については、避難行動要支援者が避難支援等関係者や支援者と相談し、「個別避難支援計画」を定めることとします。

3 用語の定義

この指針において使用する用語の定義は次のとおりです。

(1) 加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）

避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項について定めたもの

(2) 加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

条例の施行に関し、必要な事項を定めたもの

(3) 加古川市地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を軽減するための総合的かつ計画的な対策を定めたもの

(4) 要配慮者

高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、ねたきり等）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語に不慣れな外国人等で、災害時において配慮を要する者

(5) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難で、避難の際に支援を要する者

(6) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者を記載した名簿。名簿に記載する避難行動要支援者の範囲、登録内容などの基本的な項目については、加古川市地域防災計画に定めており、名簿管理や活用方法などの具体的な内容は、第2章「避難行動要支援者名簿」に記載しています。

(7) 個別避難支援計画

避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な支援方法などを記載したもの

(8) 避難支援等関係者

市関係部局、消防署、自主防災組織、町内会・自治会、消防団、社会福祉協議会、民生・児童委員など、加古川市地域防災計画に定める者または団体・組織

(9) 自主防災組織等

避難支援等関係者のうち、自主防災組織、町内会・自治会などの組織

(10) 支援者

災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導など、避難行動要支援者を直接支援する者

4 支援体制

(1) 市の役割

- ア 避難行動要支援者名簿の作成
- イ 名簿情報の提供に関する名簿登録者への同意確認
- ウ 避難支援等関係者への名簿情報の提供（平常時からの情報提供は同意者のみ）
- エ 個別避難支援計画の作成に係る助言その他の支援
- オ 制度の普及・啓発

(2) 避難支援等関係者の役割

- ア 日頃の活動を通じた避難行動要支援者の把握
- イ 災害時における、安否確認、避難誘導、救助活動等の支援

(3) 自主防災組織等の役割

- ア 個別避難支援計画の作成や見直しの支援
- イ 支援者の確保
- ウ 避難行動要支援者を交えた避難訓練の実施
- エ 災害時における、安否確認、避難誘導、救助活動等の支援

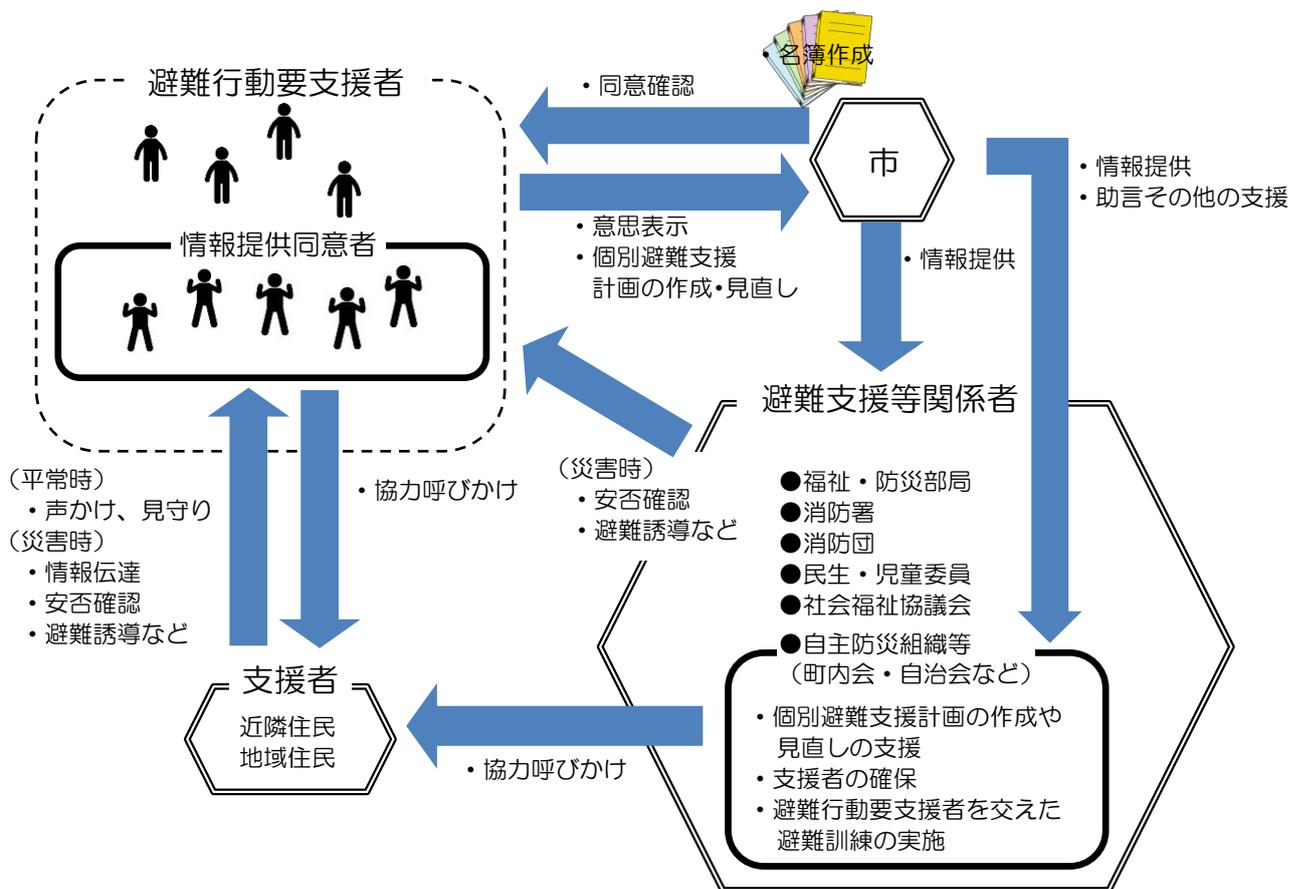
(4) 支援者の役割

- ア 日頃からの見守り、声かけ
- イ 個別避難支援計画に基づく情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援

(5) 避難行動要支援者の役割

- ア 個別避難支援計画の作成、見直し
- イ 支援者の確保
- ウ 支援者や隣近所の方との良好な関係づくり
- エ 非常時の持出し品の準備
- オ 災害に備えた飲料水や保存食などの備蓄（最低限3日分）
- カ 町内会・自治会等が行う行事への積極的な参加
- キ 家具の固定、落下防止や必要に応じた耐震改修などの自宅の安全対策

【避難行動要支援者の支援体制 イメージ】



第2章 避難行動要支援者名簿

1 名簿に記載する避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある市民のうち、次の基準に該当する者

- (1) 要介護認定が要介護度3以上
- (2) 身体障害者手帳1・2級の所持者（心臓、じん臓機能障害を除く単独障害に係るもの）
- (3) 療育手帳Aの所持者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- (5) 70歳以上のねたきり
- (6) 75歳以上の単身世帯
- (7) 上記のほか、自力または家族の支援のみでは避難が困難な者と認められる場合※1

2 名簿に記載する事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 連絡先
- (6) 避難の支援を必要とする理由（要介護度、障害等級など）

3 名簿作成に必要な個人情報の収集

市は、加古川市個人情報保護条例に規定する個人情報の目的外利用の規定に基づき、次の台帳から名簿作成に必要な個人情報を収集します。

- (1) 加古川市介護保険受給者台帳
- (2) 加古川市身体障害者手帳交付台帳
- (3) 加古川市療育手帳交付台帳
- (4) 加古川市精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- (5) 加古川市高齢者台帳

※1 1の(7)に該当する方は、名簿の掲載には申請が必要です。

4 名簿への登録申請

(1) 申請

名簿登録者以外で避難支援を受けようとする市民は、規則に定める別記様式（「加古川市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意確認票」（以下「登録書兼同意確認票」という。）及び「個別避難支援計画」）に必要な事項を記載して市に申請します。

(2) 名簿への登録

市は、(1)の「登録書兼同意確認票」及び「個別避難支援計画」の提出があったときは、内容を精査するとともに必要に応じて調査を行い、名簿（様式1）に登録します。

5 名簿の保管

(1) 市は、災害時の停電等を考慮し、名簿を紙で保管します。

(2) 市は、災害時に迅速に避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行えるよう、名簿を避難行動要支援者の居住地区ごとに整理し、当該地区を管轄する市民センターにおいて保管します。

6 名簿の更新

市は、年1回以上、避難行動要支援者の最新の状況を踏まえて名簿情報を更新し、最新の状況に保つよう努めます。

7 名簿情報提供の同意確認等

(1) 市は、名簿登録者のうち、名簿情報等提供について同意確認を行っていない者に対し、郵送などにより、平常時からの名簿情報提供についての同意確認を行い、「登録書兼同意確認票」及び「個別避難支援計画」の提出を求めます。

(2) 郵送による同意確認から相当な期間が経過し、かつ、督促その他の必要な措置を講じたにもかかわらず、同意又は不同意の意思が明示されなかったときは、規則第3条第2項に基づき、同意したものとみなします。

(3) 同意確認に際しては、避難行動要支援者に次のことを理解してもらえよう、十分に説明します。

- ①災害時に支援者が近くにいないことや、支援者自身が被災することが考えられるため、必ずしも支援を受けられるとは限らないこと
- ②本制度は、支援者が必ず支援することを保証するものではないこと
- ③避難行動要支援者本人も日頃から近隣の方との良好な関係づくりに努めること

8 名簿情報の提供

(1) 平常時からの情報提供

市は、平常時からの名簿情報の提供について同意の得られた方については、主として自主防災組織などの避難支援等関係者へ情報を提供します。

また、名簿情報提供について、同意を求めた場合に、同意をしない旨の意思が明示されなかった場合でも、条例第3条に基づき、名簿情報提供について同意したものとみなし、避難支援等関係者へ情報を提供します。

(2) 災害時における情報提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれのある時には、安否確認や救助活動に活用するため、名簿登録者の同意の有無にかかわらず保有する名簿情報を、避難支援等関係者へ情報提供します。

9 情報漏えいに関する防護措置

市は、名簿情報の提供にあたり、次のとおり避難支援等関係者、支援者への説明・指導を行い、情報漏えいに関する防護措置を講じます。

(1) 守秘義務の厳守

(2) 名簿の施錠可能な場所への保管

(3) 名簿の必要以上の複製の禁止

(4) 名簿の取扱者の限定

(5) 登録の廃止等の理由により不要となった名簿の適正な処分

第3章 個別避難支援計画

1 計画の作成

個別避難支援計画とは、避難行動要支援者一人ひとりについて、避難に関する具体的な支援方法などを計画したものです。

(1) 計画の作成者

個別避難支援計画の作成者は、避難行動要支援者とします。

(2) 計画の作成方法

避難行動要支援者が、「登録書兼同意確認票」を提出する際に、避難支援等関係者や支援者などと相談して、災害時の安否確認の方法や、最寄りの避難所の場所の確認などを行い、「個別避難支援計画」を作成します。

2 支援者の確保

(1) 避難行動要支援者は、避難情報を伝えて避難を促したり、安否確認や避難所までの避難を直接支援する支援者を、避難支援等関係者と相談して探し、協力を求めます。

(2) 支援者は、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援に当たっては、支援者本人又は支援者の家族等の生命及び身体の安全を確保することが最優先となる旨を、避難行動要支援者に説明します。

(3) 避難行動要支援者は支援者の不在や支援者自身の被災あるいは支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で複数の支援者の確保に努めます。

3 計画の記載内容

個別避難支援計画には次の内容を記載します。

(1) 避難行動要支援者の氏名、住所、生年月日、電話番号、家族状況

(2) 障害等級、要介護度

(3) 避難時に配慮が必要なこと

(4) 希望する支援内容

(5) 緊急連絡先（氏名、住所、電話番号、避難行動要支援者との関係等）

(6) 最寄りの避難所

(7) 支援者の有無

4 計画の共有・管理

(1) 計画の共有

「個別避難支援計画」は、避難支援等関係者、支援者、避難行動要支援者本人などの間で共有します。

(2) 適正管理

「個別避難支援計画」を保管する者は、避難支援の目的以外に使用してはなりません。また、避難行動要支援者が同意した者以外の者が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮します。

5 計画の確認・見直し

避難行動要支援者は、状況の変化等により、「個別避難支援計画」の内容に変更が生じた場合は、変更箇所を「個別避難支援計画」へ記入し、市へ提出することとします。

また、避難支援等関係者は、支援者の協力を得ながら、年に1回以上、個別避難支援計画の内容について避難行動要支援者と確認するように努めます。

第4章 災害発生時の避難支援

1 個別避難支援計画にもとづく避難支援の実施

(1) 支援者やその家族等の安全確保

災害が発生した場合、支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援を実施します。

(2) 情報伝達

支援者は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災ネットかこがわ※1などで入手した気象情報・避難に関する情報※2などをもとに、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により情報を伝えます。

(3) 安否確認

支援者は、情報の伝達とあわせて避難行動要支援者の安否確認を行います。

(4) 避難誘導

支援者は、避難所等への避難が必要と判断したときは、個別避難支援計画にもとづき、安全な場所への避難誘導等を行います。

風水害の場合は、自宅の2階等への垂直避難の方が安全な場合もあります。また、無理な状況での避難誘導は、むしろ被害を増大させることもあるため、人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

なお、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合などは、無理に説得を行う必要はありません。

2 救助の要請

支援者は、何らかの理由により支援が実施できないときは、避難支援等関係者へ連絡して協力を求めます。また、避難行動要支援者が倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残されるなど、救出や救助等が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害のおそれがあるため無理な活動は行わず、消防、警察等の公的機関への救助の要請を行います。

※1 防災ネットかこがわ … 避難情報や危険水位などの緊急情報を見ることができるホームページ。メールアドレスを登録することにより、緊急情報などの「お知らせメール」が配信される。

※2 避難に関する情報 … 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告など

3 避難行動要支援者の引継ぎ

支援者による避難行動要支援者の避難支援が実施された後、災害が鎮静した後も自宅に帰宅することが困難で避難所での生活が余儀なくされる場合、支援者は、避難行動要支援者に対する支援を指定避難所※3の責任者等に引き継ぎます。引継ぎの際は、必要に応じて避難行動要支援者の同意のもと、「個別避難支援計画」を指定避難所の責任者に手渡します。

また、支援者は、避難行動要支援者を指定避難所へ移動させることが困難な場合には、市に移送を要請します。

4 名簿情報の提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれのある時に、避難支援等関係者から名簿情報の提供に関する申出があった場合は、利用の必要性を判断のうえ、名簿登録者の同意の有無にかかわらず名簿情報を提供します。

また、名簿情報の提供に関する申出が無い場合であっても、市は、安否確認や救助活動に活用するため必要に応じて避難支援等関係者へ情報提供します。

市は、名簿情報を提供するときは、当該名簿情報を受け取る避難支援等関係者から避難行動要支援者名簿受領書（様式2）を徴することとし、避難支援活動が終了したときは、避難支援等関係者は速やかに名簿を市へ返却します。

※5 指定避難所 … 災害により自宅に帰ることが困難な場合に一時的に滞在し生活するための施設として、市が指定する避難所

第6章 平常時からの取組み

1 地域での良好な関係づくり

- (1) 支援者は、日頃から避難行動要支援者の見守りや声かけ、また、地域行事への参加の呼びかけに努めます。
- (2) 避難行動要支援者やその家族は、町内会等が実施する行事に積極的に参加するなど、地域との良好な関係づくりに努めます。

2 避難行動要支援者の把握

避難支援等関係者は平常時の活動において、地域に潜在する名簿に未登録の避難行動要支援者の把握に努めます。把握した場合は、名簿への登録を促します。

3 防災訓練の実施

自主防災組織等は、災害時の円滑な避難支援が実施されるよう、情報伝達、安否確認、指定避難所までの避難などについて、避難行動要支援者や支援者を交えた防災訓練の実施に努めます。

また、市は、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、助言や情報提供などの支援を行います。

4 制度の周知

市は、平常時からの名簿情報の提供に関して多くの同意が得られるよう、広報紙、ホームページ、SNS※1、出前講座等を通じて制度の周知を図ります。また、名簿情報の個人情報適切に取り扱われるよう、避難支援等関係者や支援者に十分な説明を行います。

5 特別な医療ニーズへの対応

市は、人工透析患者、難病患者など、特別な医療が必要な避難行動要支援者の把握に努め、健康福祉事務所や医療関係機関等と連絡調整を行いながら、災害時の受入れ体制や医薬品の確保を図ります。

※1 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）…登録した利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。市ではFacebookやTwitterの公式ページで市政の情報を発信している。

加古川市避難行動要支援者登録書 兼 同意確認票

現在、市では、災害時の円滑な支援に役立てるために、高齢者や障がい者などのうち、避難行動に何らかの支援を必要とする人の名簿を作成し、本人の同意のもと、平常時から地域や関係機関との共有を進めています。

つきましては、情報提供同意確認欄のあてはまる項目に☑をつけて提出してください。

- ・「同意します」に☑して提出 ⇒ 名簿を提供される
- ・「同意しません」に☑して提出 ⇒ 名簿を提供されない
- ・確認票を提出しない場合 ⇒ 名簿を提供される

情報提供同意確認欄

※あてはまる項目に☑をつけてください。

加古川市長 あて

私の個人情報（氏名・住所・性別・生年月日・連絡先・要介護度・障害者手帳の等級、個別避難支援計画など）について、地域の自主防災組織、町内会・自治会、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会その他の市長が必要と認める地域の避難支援等関係者に提供すること、および情報を受け取った団体等が支援に必要な範囲内で、その団体等に所属する人へ情報提供することについて、

同意します （個人情報の提供に同意します）

同意しません （個人情報の提供に同意しません）

年 月 日 記入

住所 _____

氏名 _____

（代理人）氏名 _____

続柄（ ） _____

- 同意される方へ ➡ 裏面の記入をお願いします。
- 同意されない方へ ➡ 参考までに、あてはまる理由に☑をつけてください。

- 自力で避難ができる
- 施設や病院に長期入所・入院している
- 同居の人が支援してくれる
- その他（ ）
- 近所に支援してくれる人がいる

※内容を変更する場合は、あらためて加古川市避難行動要支援者登録書兼同意確認票を提出してください。

個別避難支援計画

町内会
自治会

※変更がある場合は、変更箇所のみ記入してください。

ふりがな		性別		生年月日	年 月 日
氏名					
住所				電話番号 (FAX)	自宅：() - 携帯：() -
家族状況	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 同居家族あり (人) ※本人含む				
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ____級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 ____ <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ____級	要介護認定	(要介護) <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 (要支援) <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2		
避難時に配慮が必要なこと	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行が困難 <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 顔を見ても家族や知人とわからない <input type="checkbox"/> その他 ()				
希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 災害の発生や避難情報に関する声かけ <input type="checkbox"/> 避難所までの付き添い <input type="checkbox"/> 親族などへの連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()				
特記事項 (かかりつけの医療機関、 使っている薬、普段いる 部屋などを記入)					

【緊急連絡先】 避難支援等関係者に、緊急連絡先として提供されることに同意を得たうえで記入してください。

氏名	続柄	住所	電話番号
		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	自宅：() - 携帯：() -
		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	自宅：() - 携帯：() -

【最寄りの避難所】

避難所①		避難所②	
------	--	------	--

【避難時の支援者】

支援者の有無	<input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ⇒ <u>今後、近隣の方に支援の依頼や相談をするよう努めてください。</u>		
支援者の区分	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 近隣者 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会関係者 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> その他 ()		

- (1) この計画に関する情報は、見守り支援、災害時の安否確認、避難行動等の支援に役立てるものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を提供することは固く禁じます。
- (2) この計画は、災害時の避難支援が必ず実施されることを保証するものではありません。また、支援者は、支援の実施に際し法的な責任や義務を負うものではありません。

加古川市避難行動要支援者名簿

地域名：

No	氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	支援事由	同意の有無
1					自宅 携帯		
2					自宅 携帯		
3					自宅 携帯		
4					自宅 携帯		
5					自宅 携帯		
6					自宅 携帯		
7					自宅 携帯		
8					自宅 携帯		
9					自宅 携帯		
10					自宅 携帯		
11					自宅 携帯		
12					自宅 携帯		

(様式2)

加古川市避難行動要支援者名簿受領書

平成 年 月 日

加古川市長 様

(所属・団体) _____

(氏 名) _____

(住 所) _____

(電 話) _____

私は、_____地区の加古川市避難行動要支援者名簿を受領しました。

名簿に記載された情報については、災害時の避難支援活動以外の目的に使用せず、名簿情報の漏えいや、拡散がないよう適切に管理するとともに、加古川市個人情報保護条例やその他関係法令等を遵守します。

また、避難支援活動が終了したときには、速やかに名簿を返却します。

災害対策基本法

※平成25年6月21日 改正

平成26年4月 1日 施行

【避難行動要支援者名簿関係抜粋】

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めが

ある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条（略）

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

※平成30年4月1日施行

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 名簿情報 法第49条の11第1項に規定する名簿情報をいう。
- (4) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者として加古川市地域防災計画（法第42条第1項の規定により市が作成する市町村地域防災計画をいう。）に定めるものをいう。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、法第49条の11第2項ただし書に規定する同意を本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）に求めた場合において、当該本人により同意をしない旨の意思が明示されなかったときは、同項の規定により、避難支援等関係者に対し、当該名簿情報を提供するものとする。

(名簿情報の管理状況の報告等)

第4条 市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、法第49条の11第2項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「被提供者」という。）に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 被提供者は、名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(名簿情報の利用及び提供の制限)

第6条 被提供者は、名簿情報を避難支援等の用に供する目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則

※平成30年4月1日施行

平成30年10月26日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成30年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する避難行動要支援者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者のうち、同法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5であるもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める等級が1級又は2級（同表に定める障害の種別が心臓機能障害又はじん臓機能障害に係るものを除く。）であるもの
- (3) 兵庫県が発行する療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、障害の程度が最重度又は重度であるもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの
- (5) 70歳以上の者のうち、常に就床を要するもの
- (6) 75歳以上の者のうち、単身の世帯に属するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして市長が認めるもの

(同意等の確認等)

第3条 条例第3条の規定による本人への同意の求めは、加古川市避難行動要支援者登録書兼同意確認票（別記様式。以下「登録書兼確認票」という。）により行うものとする。

- 2 前項の規定により登録書兼確認票の提出を求めたときから相当な期間が経過し、かつ、当該期間において督促その他の必要な措置を講じたにもかかわらず、登録書兼確認票の提

出その他の同意又は不同意の意思の明示がなかったときは、本人により同意をしない旨の意思が明示されなかったものとする。

- 3 避難行動要支援者は、明示した同意又は不同意の意思を変更しようとするときは、登録書兼確認票を市長に提出するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月26日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

加古川市地域防災計画（風水害編）

※平成30年10月23日 防災会議承認

【関係部分抜粋】

第2編 第9章 避難収容対策

第3節 要配慮者等の対策【総務部、福祉部】

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下「要配慮者」という）が犠牲になる場合が多い。

要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

1 避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

また、名簿の作成及び活用に必要な事項を下記のとおり定める。

（1）名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を名簿に記載する。

- ① 要介護認定結果が要介護3以上の人
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持している人（ただし、心臓、じん臓機能障害のみで該当する人を除く）
- ③ 療育手帳Aを所持している人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人
- ⑤ 70歳以上の寝たきりの人
- ⑥ 75歳以上で単身世帯の人
- ⑦ その他市長が災害時に自力又は家族の支援のみでは避難が困難な者と認められる人

（2）名簿に記載する事項

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所または居所
- ・電話番号その他連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由（介護度、障害等級等）

- ・その他市長が必要と認める事項
- (3) **名簿作成に必要な個人情報の収集**
名簿の作成上、必要に応じて、市の関係部署で把握している情報を集約する。
- (4) **名簿の更新**
名簿は、少なくとも年1回以上は、避難行動要支援者の最新の状況を踏まえて更新を行うこととし、以後、適宜修正を行うなどして、名簿の記載事項が最新の状況を保つよう努める。
- (5) **避難支援等関係者となる者**
避難行動要支援者の支援を担う組織等で、市関係部局、消防署、自主防災組織、町内会・自治会、消防団、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員、その他市長が必要と認める者をいう。
- (6) **避難行動要支援者を円滑に避難させるための情報提供**
市は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう第3編第3章「被災者への情報伝達」第1節「災害広報の実施」に準じ、避難行動要支援者の状況に応じて、適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。
- (7) **避難支援等関係者の安全確保**
避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者からの理解を求めよう努める。
- (8) **名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策**
平常時において、避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者へ提供するにあたっては、本人に同意の得ることや名簿の保管方法など、個人情報の取り扱いについて適切に行わなければならない。
ただし、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要ある場合は、避難行動要支援者にかかる名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

2 支援体制の構築

市は、要配慮者に対する避難支援や避難所での支援と配慮すべき事項などの検討を行うとともに、迅速な対応を行うための対象者の把握や地域における協力体制の整備に努める。

また、要配慮者に対応するため、バリアフリー等の機能を有した施設と調整を図り、福祉避難所の拡充に努める。

3 避難情報伝達体制の構築

要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう災害情報等の伝達方法を定めるとともに、要配慮者の迅速な避難支援のための情報の住民への周知を図る。

加古川市避難行動要支援者支援指針

平成30年11月1日

加古川市総務部・福祉部
